

# 第1章 計画の基本的な考え方

## 1 計画策定の趣旨

我が国の自殺対策は、平成18年(2006年)10月に「自殺対策基本法」(以下、「基本法」という。)が施行し、平成19年(2007年)6月に「自殺総合対策大綱」(以下、「大綱」という。)が策定されて以降、大きく前進しました。それまで「個人の問題」と認識されがちであった自殺は広く「社会の問題」と認識されるようになり、国を挙げて自殺対策を推進した結果、自殺者数は年間3万人台から2万人台に減少するなど着実に成果を上げています。しかし、新型コロナウィルス感染症の感染拡大の影響等により、減少を続けていた自殺者数が令和2年に11年ぶりに増加に転じるなど自殺者数の推移に変化が生じています。

本市では、基本法が制定された平成18年(2006年)に「横須賀市自殺対策連絡協議会」(平成31年(2019年)に「横須賀市自殺対策推進協議会」に改名)を設置し、地域の関係機関と連携して自殺対策に取り組んできました。

平成28年(2016年)4月に改正基本法が施行され、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指して、すべての都道府県、市町村が地域自殺対策計画を策定することとなったことを受けて、本市においても平成31年に「横須賀市自殺対策計画」を策定し、地域の関係者の皆様の協力を得ながら全庁的な取り組みとして自殺対策を推進してきました。このたび計画期間が満了することから、「横須賀市自殺対策計画」の評価と見直しを行い、市の自殺対策を更に進めていくために「横須賀市自殺対策計画」(以下、「前計画」という。)を改訂します。

## 2 計画の位置付け

本計画は、改正基本法、令和2年(2022年)10月に改定された大綱および「かながわ自殺対策計画」を踏まえて、同法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。また、「YOKOSUKAビジョン2030」や「横須賀再興プラン」などの本市総合計画や本市関連計画との整合を図りながら取り組みを推進していきます。

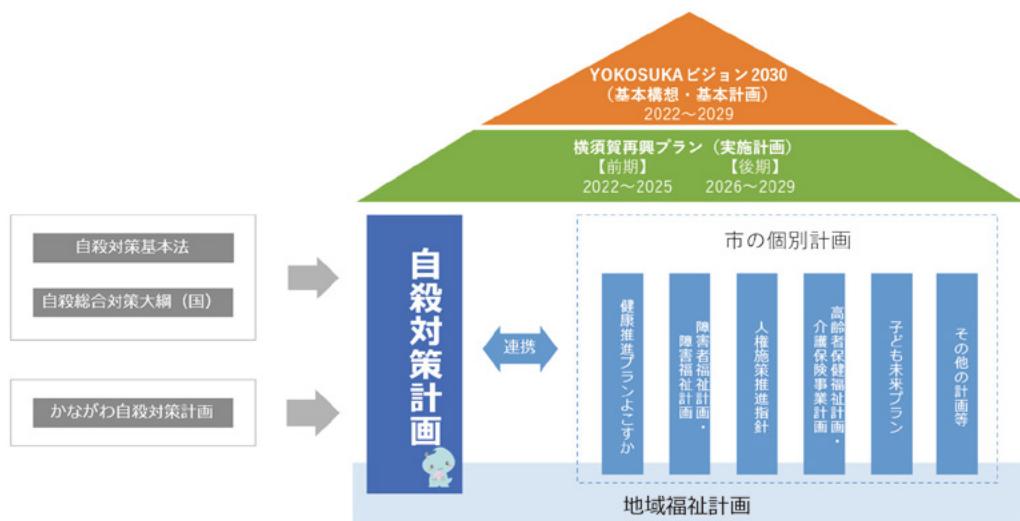


図1 横須賀市自殺対策計画の位置付け

出典：横須賀市民生局健康部

## 3 計画の期間

本計画の計画期間は、国の大綱や県の計画期間等を踏まえ、令和6年度(2024年度)から令和10年度(2028年度)までの5年間とします。

## 4 計画が掲げる理念と数値目標

究極の目標である自殺者ゼロの実現を目標に、横須賀市にいるすべての人が自分らしく輝き、幸せに生きられるまちを目指します。そして、本計画においては、次のような理念を掲げ、一人ひとりが自らの命も、周りの人の命も大切にする心を持ち、自殺問題についてより深く理解し、自殺対策が皆に関わりのある「我が事」と捉え、誰も一人にさせることのないまちとなるよう取り組んでいきます。

### ◆計画が掲げる理念

横須賀市にいるすべての人が自分らしく輝き、幸せに生きられるまちを目指します。私たちは一人ひとりが、こころの病気や自殺問題についてより深く理解し、自殺対策が皆に関わりのある「我が事」として捉えることを大切にします。

また、自殺に追い込まれそうになったとき、誰も一人にさせることなく、手を差し伸べ、互いに支え合い、自殺者ゼロを実現することを目指していきます。

この理念は、究極の目標である自殺者ゼロの実現に向けて、本計画が掲げる理念として設定しました。この理念に基づいて自殺対策に取り組むことで、自殺者ゼロの実現に向け、その土台となる市民の自殺対策の認知度や自殺に関する知識の向上、自殺問題に対する考え方の変化を期待しています。

計画期間中は、市民意識調査などで本市の自殺対策を「どれも知らない」と回答する人の割合の減少や「自殺は防ぐことができる」と考える人の割合の増加を把握すること、さらに関係機関との連携会議における意見交換や、各種研修等でのアンケート調査を通じて意識の変化や理解度の深まりを確認していきます。これにより、自殺対策の目標達成に向けた具体的な進展を確認し、より効果的な取り組みを行っていきます。

## ◆数値目標

自殺者ゼロの実現に向け、本計画で目指す数値目標を次のように定めます。

令和9年(2027年)の自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数) 「12.2」以下

平成27年(2015年)	<u>19.7</u>	平均値 18.2	33%削減	「12.2」以下
平成28年(2016年)	<u>16.8</u>		(基準年後11年間)	

※数値目標は、令和5年10月1日現在の厚生労働省人口動態統計を用いています。

※計画最終年度の令和10年度(2028年度)末に把握できる「人口動態統計による自殺死亡率」の直近値は令和9年(2027年)の数値です。

また、本計画の評価にあたっては、自殺死亡率が単年ごとの変動にバラツキがあることを考慮し、上記の数値目標から算出した自殺死亡率を参考に本計画期間中における5年間の平均値の変化も確認し、自殺死亡率の傾向を把握していきます。

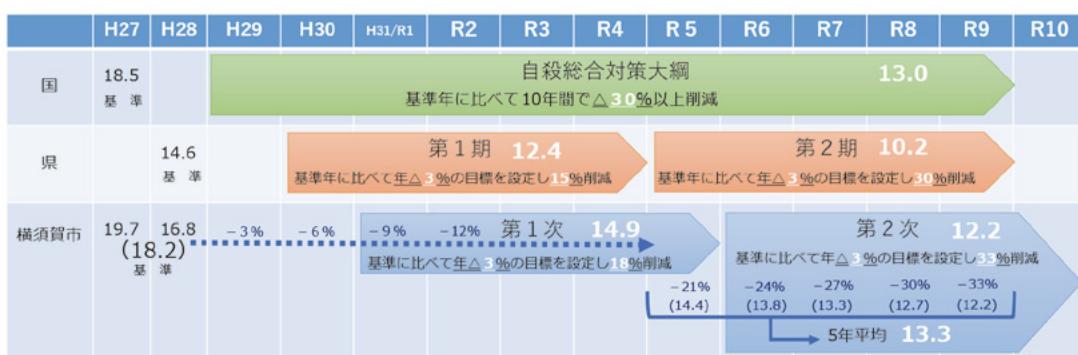
令和5年(2023年)～令和9年(2027年)の自殺死亡率の5年平均 「13.3」  
(数値目標に基づき毎年3%減少した場合の理想的な数値)

基準値	第1次目標					(数値目標)					
	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	「13.3」				
18.2	14.9 (-18%)	14.4 (-21%)	13.8 (-24%)	13.3 (-27%)	12.7 (-30%)	12.2 (-33%)	5年平均				

※5年平均は、基準年から毎年3%削減した数値を基に算出した5年間の平均値です。

例えば、前計画では、令和3年の自殺死亡率は14.8で目標を上回る状況にありましたが、評価年である令和4年は17.9と目標を下回る結果となりました。平均値を確認することで時間の経過とともに長期的な傾向やパターンを把握し、より継続的な取り組みや戦略の見直しに生かしていきたいと考えています。

## ◆数値目標のイメージ



## < S D G s (持続可能な開発目標) の達成を意識した取り組み >

S D G s (エス・ディー・ジーズ=持続可能な開発目標) とは、「2030年までに私たちの社会をもっとよくしていく」ことを目指して、平成27年9月の国連サミットで採択された国際目標、行動計画のこと、17の大きな目標と169のターゲットから構成されています。

本計画と特に関連するS D G sの目標は以下の通りとなっています。本計画を推進していくことが、自殺対策のみならず、S D G sの達成のうえでも重要といえます。

	<b>【目標1】貧困をなくそう</b> あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
	<b>【目標2】飢餓をゼロに</b> 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
	<b>【目標3】すべての人に健康と福祉を</b> あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
	<b>【目標4】質の高い教育をみんなに</b> すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
	<b>【目標5】ジェンダー平等を実現しよう</b> ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
	<b>【目標8】働きがいも経済成長も</b> 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
	<b>【目標9】産業と技術革新の基盤をつくろう</b> 強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進およびイノベーションの推進を図る
	<b>【目標10】人や国の不平等をなくそう</b> 各国内及び各国間の不平等を是正する
	<b>【目標11】住み続けられるまちづくりを</b> 包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市および人間居住を実現する
	<b>【目標16】平和と公正をすべての人に</b> 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	<b>【目標17】パートナーシップで目標を達成しよう</b> 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する